平成３０年（フ）第９１３号
大阪市都島区毛馬町５丁目16番１―104号
債務者　坂井　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６号
北海道日高郡新ひだか町三石本町264番地の２　14Ｂ―12
債務者　仲村　愛子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
仙台市若林区南小泉３丁目17番18号　中正アパート202
債務者　若生　正俊
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
秋田県由利本荘市岩渕下７番地
債務者　蒲田　　満
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成３０年（フ）第２号
福島県白河市年貢町56番地３
債務者　鈴木　新二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第３号
福島県白河市年貢町56番地３
債務者　鈴木ふみ子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
茨城県桜川市大泉1534番地
債務者　植木麻菜美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３６号
茨城県ひたちなか市大字三反田3700番地115
債務者　柳澤　和子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第５３号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地285　ポライトリーＡ101、前住所茨城県水戸市大塚町810番地の１　レジデンス藤秀208号
債務者　藤枝　論史
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３４号
茨城県筑西市西方40番地１
債務者　木村　孝行
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０４号
千葉県茂原市清水2205番地45
債務者　堰代　　定
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第４号
千葉県茂原市千代田町１丁目３番地12（めだかの学校シルバーハウス茂原）
債務者　荒居　　敏
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
千葉県茂原市長尾2005番地５（横山ハイツ102号）
債務者　山田ミチ子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
長野市大字高田1049番地　ヴィラ桜ヶ岡106
債務者　松井　　匡
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
岐阜市敷島町８丁目54番地
債務者　軽急便河島運送こと　河島　政夫
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２８号
静岡県富士市松岡1806番地の176　リバーサイド原１―202号
債務者　佐々木博子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２３３号
三重県四日市市生桑町1640番地９
債務者　崎口　　登
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係